役場や出先機関で非常勤の職員として働いてみませんか?

# 会計年度任用職員登録制度に登録しませんか

町では、会計年度任用職員の希望者を職種別で登録し、必要に応じて登録者の中から選考を行い、任用す る「紀宝町会計年度任用職員登録制度」を実施しています。

会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2に基づき、任期を1会計年度内として任用される一 般職非常勤職員です。

登録職種や手続きなどは、以下のとおりですので、登録を希望される方は、役場総務課に必要書類を提 出し、登録手続きを行ってください。

登録職種	必要な要件
<b>1</b> 一般事務職	パソコンの操作ができる方
②保育士·保育補助員 ⑤幼稚園講師	資格を有する方、または任用までに取得見込みの方 ★②の保育補助員は、必要な資格はありません
◆教育支援要員	*必要な資格はありません
5介護支援専門員 6社会福祉士	資格と自動車運転免許(普通)を有し、パソコンの操作ができる方
<ul><li>⑦保健師 ③看護師·准看護師</li><li>⑨管理栄養士·栄養士 ⑩歯科衛生士</li></ul>	資格を有する方、または任用までに取得見込みの方
❶用務員(校務員)❶管理人	*必要な資格はありません
₿調理師	資格を有する方、または任用までに取得見込みの方
₫調理補助員	*必要な資格はありません
む給食センター運転手兼調理補助員	自動車運転免許(準中型)を有する方 *調理師資格は不要です
❻清掃作業員	自動車運転免許(準中型)を有する方、2トン車の運転ができる方
⊕運転手	自動車運転免許 (中型1種) を有する方
18施設管理士	*必要な資格はありません

## →登録手続き

次の書類に必要事項を記入のうえ、役場総務 課まで提出してください。

- 登録申込書(役場所定の様式。役場総務課窓□ または町ホームページにて入手可能)
- 資格(免許)証の写し(2·3·5~⑩・B・ (5~17の職種)
- ◆登録受付期間

随時、受け付けています。

- ※令和6年4月1日からの任用への選考を希望 される方は、1月31日(水)までに登録手 続きを済ませてください。
- ◆登録期間

登録の日から2年間

## ◆任用条件

- 勤務時間…正規職員の1週間あたりの勤務時間 (38 時間 45 分) より短い時間で、任命権者が 定める勤務時間
- 任用期間… 1 年以内
- その他…町会計年度任用職員の任用、勤務条 件および身分取扱いに関する規程による
- ▶詳しくは、町ホームページ (https://www. town.kiho.lg.jp/government/ personnel/temporary/) をご確 認いただくか、役場総務課(☎33 -0333) までお問い合わせくだ さい。



**BT HP** 

( Information 役場総務課

まちのために、一緒に働きませんか?

## 紀宝町フルタイム会計年度任用職員(調理師)を募集

#### ◆職種

調理師 (保育所、幼稚園、給食センター勤務)

◆採用人員

1名

#### ◆採用予定日

令和6年4月1日

#### ◆受験資格

- ①昭和49年4月2日以降に生まれた方
- ②令和5年12月1日現在において、受験者本 人が紀宝町に住所(住民登録)を有する方
- ③調理師の資格を有する方、または令和6年 3月31日までに資格取得見込みの方
- ④地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当しな い方

#### ◆受付場所

紀宝町役場総務課 紀宝町鵜殿 324番地

#### ◆申込方法

役場総務課窓口、または町ホームページにて 募集要項および申込書兼履歴書を入手し、必要 書類を持参または郵送にて提出してください。

#### ◆受付期限

1月26日(金)まで

- ※窓口での提出は、平日の午前8時30分から午 後5時15分まで(年末年始を除く)。
- ※郵送の場合は書留とし、1月26日(金)午後 5 時 15 分必着。

## ◆試験の日時、会場

【日時】2月4日(日)午前9時開始

【会場】紀宝町役場

【内容】作文試験、面接試験

▶受験の提出書類や給与、服務など、詳しくは役場総 務課(☎33-0333)までお問い合わせください。

### Information 役場福祉課

住民税均等割非課税等の世帯を対象に

# 価格高騰対策特別給付金7万円を給付します

町では、令和5年12月1日現在、町の住民基 本台帳に登録されている方で、令和5年度の住民 税均等割が非課税の世帯や、予期せず令和5年1 月から 12 月までの家計が急変し世帯全員が住民 税均等割非課税相当となった世帯を支援するた め、国の給付金である価格高騰対策特別給付金を 給付します。

### ◆確認書の提出が必要です

令和5年度住民税均等割が非課税の世帯で対象 となりうる世帯には、世帯主宛に1月上旬以降、「確 認書」を送付します。下記の事項を確認し必要事 項を記入のうえ、役場福祉課に返送してください。

#### 【確認事項】

- ●世帯全員が、住民税が課されているほかの親 族などの扶養を受けていないこと。
- 2世帯の中に、住民税課税となる所得があるの に、未申告である方がいないこと。

#### ◆家計が急変した世帯の方へ

令和5年度住民税均等割は課税されており、 予期せず令和5年1月から12月までの家計が急 変し世帯全員が住民税均等割非課税相当となっ た世帯 (家計急変世帯) の方は、収入が減少し たことを役場福祉課まで申請することで、給付 金を受け取ることができます。

家計急変世帯での給付対象になるかどうか分 からない場合は、一度、役場福祉課までご相談 ください。

### →提出期限

申請書等の提出期限は、令和6年2月29日(木) です。給付の対象となる方は、期限までに役場福 祉課までご提出ください。

▶詳しくは、役場福祉課(☎33-0339)ま でお問い合わせください。

7 | Kiho 2024 - 1